

被告国は、平成25年（ワ）第455号事件につき、請求の趣旨に対する答弁を答弁書において行ったところであるが、本準備書面においては、上記事件について、併合されたその余の事件（御庁平成24年（ワ）第49号事件等）における原告らの主張が援用されるという前提に立ち、請求の趣旨第2項の請求（本件操業停止行為請求）に対する本案の答弁を予備的に追加するとともに、本案前の答弁の理由、原告らの主張に対する必要と認める範囲での認否、反論を明らかにする。

なお、略称等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、御庁平成24年（ワ）第49号事件等につき提出した、被告国の平成25年12月6日付け準備書面(2)（以下「被告国準備書面(2)」という。）の末尾の略称語句等使用一覧表による。

第1 請求の趣旨第2項に対する本案の答弁

請求の趣旨第2項の請求に係る訴えは、従前主張したとおり不適法であり、速やかに却下されるべきであるが、予備的に、下記のとおり、同請求に対する本案についても答弁する。

記

請求の趣旨第2項の請求を棄却する。
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由、原告らの主張に対する認否、反論

本案前の答弁の理由、請求の原因及びその余の原告らの主張に対する必要と認める範囲での認否、反論は、被告国準備書面(1)（3ページ以下）及び被告国準備書面(2)第2ないし第7（10ないし48ページ）を援用する。ただし、被告国準備書面(1)第1の2(2)ア（6ページ）において、今後施行が予定されている未施行部分とした原子力規制委員会設置法附則1条ただし書5号に定める同法18条等は、平成25年12月18日に施行されている（原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令（平成25年政令第328号））。

以上